第１号様式

造林未済地解消事業　要望調査票

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 要　望　内　容 |
| 助成対象（※該当区分に ○ ） | （１） | 令和３年(2021)年3月31日以前に伐採が終了した人工林伐採跡地に､森林経営計画に基づき行う植栽 |
| （２） | 伐採跡地等を取得し、森林経営計画を策定して行う植栽 |
| （３） | 森林経営計画に基づく人工林伐採跡地に行う植栽 |
| （４） | 森林経営計画に基づかない人工林伐採跡地に、森林経営計画を策定して行う植栽 |
| 助成対象者名 |  |
| 森林所有者名 |  |
| 植栽箇所（林小班） | 市町村名：林小班　：　　　　　林班　　　　小班 |
| 植栽面積（予定） | ha |
| 植栽樹種・本数（予定） | 樹種：　　　　　　　　　　　　本数：　　　　　　　　　　本 |
| 植栽開始予定時期 | 令和　　年　　月 |
| 公共造林事業のほかに道や市町村の事業による補助を受けることができない理由 |  |
| 低コスト施業の実施に向けた工夫 |  |
| 添付書類 | 森林経営計画（写） |

第２号様式

造林未済地解消事業交付申請書

令和　　年　　月　　日

人工林資源保続支援基金

代表　根布谷　禎一　様

申請者　住所

氏名

電話番号

人工林伐採跡地への植栽に対する人工林資源保続支援基金による助成を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

記

１　第3号様式「造林未済地解消事業　実施報告書」

２　森林計画図

３　実測図（写）

４　森林経営計画書（写）

５　造林事業補助金等交付内訳書（写）

６　第4号様式「納税対応状況申出書」

７　受委託契約書類（写）　※該当する場合のみ添付

第３号様式

造林未済地解消事業　実施報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 計画内容 |
| 助成対象（※該当区分に ○ ） | （１） | 令和３年(2021年)3月31日以前に伐採が終了した人工林伐採跡地に､森林経営計画に基づき行う植栽 |
| （２） | 伐採跡地等を取得し、森林経営計画を策定して行う植栽 |
| （３） | 森林経営計画に基づく人工林伐採跡地に行う植栽 |
| （４） | 森林経営計画に基づかない人工林伐採跡地に、森林経営計画を策定して行う植栽 |
| 森林所有者名 |  |
| 植栽箇所（林小班） | 市町村名：林小班　：　　　　　林班　　　　小班 |
| 植栽面積 | ha |
| 植栽樹種・本数 | 樹種：　　　　　　　　　　　　本数：　　　　　　　　　　本 |
| 植栽完了年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 公共造林事業のほかに道や市町村の事業による補助を受けることができない理由 |  |
| 低コスト施業の実施に向けた工夫 |  |

第４号様式

納税対応状況申出書

令和　　年　　月　　日

人工林資源保続支援基金

　　　　　代表　根布谷　禎一　様

森林所有者　　　　　　　　　　印

（団体等名及び代表者氏名印）

|  |  |
| --- | --- |
| 納税対応 | 該当項目 |
| 1. 免税事業者

消費税法第９条第１項の規定に該当する課税期間の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下であるため消費税の納税義務を免除された者（非事業者は含みません） |  |
| ２納税義務者 | 簡易控除 | (１)簡易課税制度適用者消費税法第37条第１項の規定に基づく課税期間の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の者で、仕入れに係る消費税額を一定の率を乗じて算出する事業者【事前に税務署に消費税簡易課税制度選択届出書を提出しているもの】 |  |
| 実績控除 | (2) | ア　課税売上高が５億円以下、かつ、課税売上割合が95パーセント以上 |  |
| (簡易課税制度適用者を除く課税事業者) | 一般事業者 | イ | (ア)一括比例配分方式（仕入控除税額の計算方法としてこの方式を選択する場合）この方式を選択した場合は、２年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応法式には変更することはできない。 |  |
| 課税売上高が５億円超え、又は課税売上割合が９５パーセント未満である場合の仕入控除税額の計算方法　注２ | (イ)個別対応方式 |  | 補助対象経費に含まれる課税仕入れ等に係る消費税等相当額のすべてを、課税売上のみ要する課税仕入れ等に係るもの |  |
|  | 補助対象経費に含まれる課税仕入れ等に係る消費税等相当額のすべてを、課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れ等に係るもの |  |
|  | 補助対象経費に含まれる課税仕入れ等に係る消費税等相当額のすべてを、非課税売上のみ要する課税仕入れ等に係るもの |  |
| (3) | 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる公共法人等注３で特定収入割合注４が５パーセント | を超える者 |  |
| 以下の者　注１但し書き参照 |
| ３　地方公共団体の一般会計（一般会計による事業） |  |
| ４　非事業者　注５ |  |

注１　該当項目欄のいずれか１つに○印を記載すること。ただし、２の（３）地方公共団体の特別会計、消費税法別表第３に掲げる公共法人等で特定収入割合が５パーセント以下に該当する者は、２のうち、２の（２）のイの（イ）の③以外のいずれかにも○印を記載すること。

注２　２の（２）のイの課税売上高が５億円超えの場合又は課税売上割合が９５パーセント未満の場合には、消費税の申告方法を（ア）又は（イ）の①、②、③からいずれか１つを選択すること。

注３　消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等で、学校法人、財団法人、社会福祉法人、社団法人等が該当します。

注４　特定収入割合=特定収入の合計額/(税抜課税売上高+免税売上高+非課税売上高+国外売上高+特定収入の合計額)

　　特定収入とは、補助金、負担金、出資金等、資産の譲渡等の対価以外の収入をいう。

注５　「非事業者」とは、消費税法第２条第１項第４号（事業者、個人事業者及び法人）に該当しない者であり、消費税及び地方消費税の確定申告を行っていない個人等です。

注６　本様式中の括弧書き及び注釈については、本申出書作成に当たっての説明等であるため、適宜削除し作成しても構わないこと。